

III

諸届

● 諸届

諸届

1 休学

病気、その他やむを得ない事情で長期にわたり欠席しようとする場合は、下の【休学届出期間】内に届け出るにより1年単位（通年）または各学期単位（前期・後期）で休学することができます（医学部医学科および薬学部は原則1年単位）。

休学を届け出る場合は、「休学に必要な費用」の納入、および本学所定の「休学届」の提出が必要です。（学則第25条）

【休学届提出までの流れ】

- ① 所属学部の事務部署に申し出て、休学の理由等を説明してください。必要に応じて、面談を行います。
- ② 面談後に、「休学届」を教務一課（商学部第二部・医学部の学生は所属学部の事務部署）で受け取り、記入してください。「休学に必要な費用」の納入、保証人（父母等）の署名が必要です。
- ③ 「休学届」を下の【休学届出期間】内に、教務一課（商学部第二部・医学部の学生は所属学部の事務部署）へ提出してください。

【休学届出期間】

学部(学科)	制度	休学期間	休学届出期間 (※1)	休学に必要な費用 (※2)
人文 法 経済 商 商二部 理 工 医(看護) スポーツ科	通年休学	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2026年2月1日 ～	在籍料 委託徴収金
	前期休学	2026年4月1日 ～ 2026年9月13日	2026年5月下旬	在籍料（半期分） 委託徴収金
	後期休学	2026年9月14日 ～ 2027年3月31日	2026年7月1日 ～ 2026年10月下旬	在籍料（半期分）
医(医)	通年休学	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2026年2月1日 ～ 2026年10月下旬	在籍料 委託徴収金 医学部医学科における特別教育充実費
薬				在籍料 委託徴収金

※1 休学届出期間は、教務一課に問い合わせてください。

※2 「休学に必要な費用」に関しては、p. 221、p. 223～229を参照。

入学年度で異なりますが、休学期間の授業料等納入金のおよそ1/3程度の金額となります。

【注意事項】

- ・提出した「休学届」は撤回できません。
- ・入学年度の前期については原則として休学をすることができません。
- ・休学できる期間は、学部に関係なく通算して4年を超えることができません。

休学期間は、在学期間への算入、単位の認定や卒業はできません。大学を卒業するには休学期間以外に4年以上の在学期間が必要となります（医学部医学科および薬学部は6年以上）。なお、半期休学期間終了後において、卒業をするために必要な科目が履修できない場合は、半期以上卒業が延期される可能性があります。（学則第25条、第33条の5の6）

2 復学

休学期間終了に際し、休学の理由が解消された場合または引続き休学する場合は、下の【復学届出期間】内に、教務一課に「復学届」または「休学届」を提出してください。「復学届」、「休学届」は下の【復学届出期間】内に保証人（父母）宛に郵送します。万が一、届かない場合は早急に教務一課に連絡してください。

休学後に退学する場合は、まず所属学部の事務部署に申し出てください。面談後、教務一課（商学部第二部・医学部の学生は所属学部の事務部署）で「退学届」をお渡しします。

なお、下の【復学届出期間】内に「復学届」「休学届」「退学届」のいずれも提出しない場合は除籍になりますので注意してください。（学則第25条、第28条）

【復学届出期間】

学部(学科)	制度	休学期間	復学届出期間	復学日
人文 法 経済 商 商二部 理 工 医(看護) スポーツ科	通年休学	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年2月1日 ～ 2027年2月下旬	2027年4月1日
	前期休学	2026年4月1日 ～ 2026年9月13日	2026年7月下旬 ～ 2026年8月下旬	2026年9月14日
	後期休学	2026年9月14日 ～ 2027年3月31日	2027年2月1日 ～ 2027年2月下旬	2027年4月1日
医(医) 薬	通年休学	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日		

3 退学

諸事情で大学を退学する場合は、本学所定の「退学届」の提出が必要です。(学則第27条)

【退学届提出までの流れ】

- ① 所属学部・事務部署に申し出て、退学の理由等を説明してください。必要に応じて、面談を行います。
- ② 面談後に、「退学届」を教務一課（商学部第二部・医学部の学生は所属学部・事務部署）で受け取り、記入してください。保証人（父母等）の署名が必要です。
- ③ 「退学届」を教務一課（商学部第二部・医学部の学生は所属学部・事務部署）へ提出してください。

【注意事項】

- ・提出した「退学届」は撤回できません。
- ・退学時の学期の授業料等納入金または休学に必要な費用が未納の場合は、退学できません。

【退学届出期間】

退学届出期間	授業料等納入金の納入		退学日
	第1期(前期)	第2期(後期)	
4月1日～4月下旬	不要 (新入生は必要)	不要	前年度後期末日付（前年度3月31日付） *新入生は、前期末日付（9月13日付） または受理月末付
5月1日～8月31日	必要	不要	前期末日付（9月13日付）または受理月末付
9月1日～9月下旬	必要	不要	前期末日付（9月13日付）
10月1日～翌年3月下旬	必要	必要	後期末日付（3月31日付）または受理月末付

※退学届出期間は年度によって異なりますので、早めに教務一課に問い合わせてください。

退学を考えるその前に

- 授業料等納入金を支払うことができない
⇒ 学生課で奨学金や提携教育ローンについての相談ができます。
- 学部、学科を変更したい
⇒ 転部・転科の制度があります。p.18「転部・転科」を参照してください。
- 退学か休学か迷っている
⇒ 所属学部・事務部署や学生課、学生心理相談室など、あなたが話しやすい窓口へ相談してください。休学や退学を回避するためのサポートができるかもしれません。

ひとりで悩まず相談を！

4 除籍

除籍とは、本人の意思にかかわらず離籍することです。次に該当する者に対して除籍を行います。(学則第28条)

- ・ 授業料等納入金を納入しない者
- ・ 成績不振等で成業の見込みがないと認められる者
- ・ 休学期間満了時に、正当な理由がなく復学、休学又は退学のいずれの手続も行わない者

5 再入学

本学を退学した、または除籍となった学生が再び本学で学業を継続することができるように、「再入学」の制度を設けています。入学時から起算して8年（医学部医学科および薬学部は12年）を超えない限り、退学した、または除籍となった時点において所属していた学部学科に再入学を願い出ることができます。

再入学の可否は、必要に応じて、学力検査および面接を行い決定します。

出願資格など詳細については、教務一課に問い合わせてください。

6 転部・転科

本学の学生が、学生生活を通して、自分の進路に変化が生じた場合、ある一定の条件を満たせば、進路変更の機会が与えられる制度です。

所属している学部から別の学部へ転部を希望する、あるいは同学部内で別の学科へ転科を希望する場合、欠員のあるときに限り、希望する学部学科が提示する条件を満たした上で、毎年3月初旬に行われる転部・転科試験において、在学中の成績や試験の結果を総合的に選考し、これを許可することがあります。

なお、第2年次以上の法学部内の転科、医学部医学科・看護学科、薬学部への転部・転科制度はありません。

転部・転科希望先によって、出願資格が異なりますので、9月上旬に行うオンデマンド配信型の事前説明会で必ず確認してください。また、11月上旬に対面型の説明会を実施し、出願に関する書類を配付しますので、希望する学生は必ず出席してください。

説明会の開催については、FUポータルにてお知らせします。詳細については、教務一課に問い合わせてください。

7 氏名・性別・国籍等の学籍情報変更

学籍情報（氏名・性別・国籍等）の変更には、本学所定の「学籍情報変更届」の提出が必要です。

「学籍情報変更届」は、教務一課で配付します。提出する際には、変更の事実が確認できる公的書類（運転免許証、戸籍抄本、住民票等）を添付してください。

学生証の氏名変更は、教務一課で「学籍情報変更届」の写しを受け取り、学生課で手続をしてください。

8 住所変更・保証人変更

本人および父母や保証人（学費負担者）の住所などの情報に変更が生じた場合は、速やかに学生本人がFUポータルのカテゴリ「共通」にある「プロフィール情報修正」で修正してください。事務室での変更はできませんので注意してください。

Webプロフィールは、大学から皆さんに連絡をとる際や、郵送物を送る際に使用する情報です。常に最新の情報を登録してください。